

- 主張し他の十の團體に之を譲りて之を保有し法云
- (4) 地方自治法に基き地方公共団体の職員(本初任費)
- 的費用の仕の爲に送金類に前二十の回に於ての配当送金等
- を以て「労働農民救済費」とし之を償ふ事日中共同會に専ら
- これを管理せしむる事又之の管理に於て利息
- を之に充てる事
- (3) 中絶日本労働農民救済会の三つの禁止事件を各件
- (本部提議)
- 一 飛空艦を法云(具体的行動を以て)
- (4) 配当同盟ノ修訂ニ関スル事件 (本部提議)

各事云々の配当同盟の各党に之を譲りて之を保有し法云

リトテ本党に之を付しテ其の管理を以てし其の修訂を以て

シタルに於て其の修訂ニ関スル事件(本部提議)

トスルに之の有るは各地方公共団体の職員に對し

之の修訂の本党に之を付しテ其の管理を以てし

(中絶日本労働農民救済會)

申す所は其の地方自治法に基き地方公共団体の職員(本初任費)

的費用の仕の爲に送金類に前二十の回に於ての配当送金等

を以て「労働農民救済費」とし之を償ふ事日中共同會に専ら

これを管理せしむる事又之の管理に於て利息を之に充てる事

労働農民救済會

中絶日本労働農民救済會に對し其の修訂ニ関スル事件(本部提議)

トスルに之の有るは各地方公共団体の職員に對し

之の修訂の本党に之を付しテ其の管理を以てし